

# 令和5年第4回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月20日(木) 午前9時30分～11時3分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (8名)

1番	豊増 文夫	<del>2番</del>	
3番	山内 美千代	<del>4番</del>	
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 奈美子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (21名)

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番	久保 齒 貴政	16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
<del>20番</del>		21番	濱田 誠	<del>22番</del>	
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	<del>25番</del>	
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	<del>34番</del>	
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (2名)

2番 坂元 兼一  
4番 前野 浩司

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (7件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (51件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第4回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、2番坂元委員、4番前野委員より欠席の申し出がありましたので、  
ご報告いたします。出席委員は10名中8名で定足数に達していますので、  
総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、20番長野委員、22番徳留委員、25番栗野  
委員、34番坂元委員から欠席の申し出がありましたので、21名の出席をい  
ただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いいたします。

議長(会長) 　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、8番南原奈美子委員、9番吉留義晃委員をお願いいた  
します。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調  
査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号  
を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
　　　　　　　(なしの声あり)  
　　　　　　　無いようですので、会務報告を終わります。

事務局長 　　それでは、1ページから2ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請に  
ついて」の4-1番から7番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」について説明  
4-1番  
所在：山崎字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、1,068 m<sup>2</sup>、所有権移転  
の売買  
4-2番  
所在：柏原字 [ ] 番 2、畑、農振農用地区域内、107 m<sup>2</sup>、所有権移転  
の贈与  
4-3番  
所在：柏原字 [ ] 番 57、畑、農振農用地区域外、700 m<sup>2</sup>、所有権移  
転の贈与  
4-4番  
所在：柏原字 [ ] 番 1、畑、農振農用地区域内、2,789 m<sup>2</sup>、所有権移  
転の売買  
4-5番  
所在：神子字 [ ] 番 1、田、農振農用地区域外、1,034 m<sup>2</sup>、所在：神  
子字 [ ] 番 1、畑、農振農用地区域内、1,106 m<sup>2</sup>、所有権移転の

事務局  
(堀口)

贈与

4-6 番

所在：求名字 [ ] 番 3、田、農振農用地区域外、177 m<sup>2</sup>、所在：求名字立 [ ] 番 4、原野（現況：畑）、455 m<sup>2</sup>、所在：求名字 [ ] 番 5、田、農振農用地区域外、385 m<sup>2</sup>、所有権移転の売買

4-7 番

所在：求名字 [ ] 番、畑、農振農用地区域内、329 m<sup>2</sup>、所有権移転の贈与

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているとは判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。4-1 番、お願いします

事務局  
(堀口)

本日、長野推進委員が欠席のため、事務局で、報告のあった内容をご説明いたします。渡人の [ ] さんは高齢のため、また町外にいらっしゃるため、今後、農地を利用して耕作はできないということで、長年、受人の [ ] さんに耕作をしていただいていたようです。今後、耕作をする意思はないということで、[ ] さんにお話しがあつて、話がついたようでございます。境界、進入路、用排水、いずれも問題ないという報告を受けております。

議長

4-2 番と 3 番、お願いします。

27 番委員

4-2 番について説明します。[ ] さんから [ ] さんにですが、[ ] さんが、奥のほうに畑があつて、昔から通っていた通路だそうです。今度、[ ] さんが [ ] さんに贈与したいということでした。進入路、境界等は何ら問題無いようです。

続きまして、4-3 番です。[ ] さんと [ ] さんは親戚関係で、家の奥に畑があるようです。これも、進入路、境界等は何ら問題無いようです。審議方、よろしくをお願いします。

議長

4-4 番、お願いします。

26 番委員

受人の [ ] さんのお父さんと渡人の [ ] さんはいとこ関係にあり、[ ] さんとは遠い親戚になります。[ ] さんは鹿児島市内在住で、自分の農地、山林を含めて全て処分したいと考えておられ、親戚である [ ] さんにもらってくれないかと話がありました。[ ] さんは、今会社勤めのため、自分の農地は、農地中間管理機構と契約し貸しております。もう少ししたら、[ ] さんは定年になるため、ゆくゆくは自分で農業を始めようと考えておられ購入されました。現地は、3、4 筆を 1 枚として耕作してあり、その境界は確認できませんでしたが、道路沿いで、進入路は問題無いと思います。以上です。

議長

4-5 番、お願いします。

事務局  
(堀口)

4-5 番につきまして栗野推進委員より報告を受けましたので、ご説明いたします。渡人の [ ] さんと受人の [ ] さんは親戚関係で、ご自宅も隣同士という間柄でございます。[ ] さんが [ ] さんの所有されている農地につきまして、いままで耕作をされてきている中、もう [ ] さん

- 事務局  
(堀口) 人もご高齢のため、なんとかその農地を■■■■さんに贈与で渡したいと、■■■■さんも今後、規模拡大のために農地が必要であることから、今回の話がまとまったようでございます。境界、進入路、全て問題無かったという報告を受けております。以上です。
- 議長 4-6番、お願いします。
- 30番委員 渡人の■■■■さんは、求名の出身ですけど、大阪にいるということで、親もいらっしゃらなくて、後をする人がいないということで、今回、■■■■さんが購入することになりました。今までずっと借りていらっしゃって、ロール置場として使用されています。現在もロールが置いてあります。境界、排水等は問題無かったです。以上です。
- 議長 4-7番、お願いします。
- 31番委員 この案件は、親の代で売買がなされていて、事務上の処理が未処理でございました。今回、受人の■■■■さんが名義変更しようとしたところ、やっと相手方の■■■■さんの書類が揃ったということになりまして、もう売買が親の代で終わっていましたので、贈与という形で今回、申請されました。■■■■さんは薩摩川内市にお住まいですが、週に2、3回ほど帰ってきて、3、40年くらい前から菜園として使っていらっしゃいます。排水は、西側に町道がありまして、その町道拡張のときに、雨水排水路が畑のすぐ横を通り、また、進入路もその町道から入るように、9メートルのコンクリートの進入路を入れてございました。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。
- 6番委員 4-2番、4-3番、それから4-7番についてですが、贈与、購入されても、3反歩という面積があるんですが、どうなっているのか、お尋ねしたいと思います。
- 事務局  
(堀口) 令和5年4月1日から、3条申請の下限面積要件が撤廃になりまして、極端な話、これまで耕作をしたことがない、農地を持っていらっしゃらない方でも、3条申請による所有権移転ができるようになりまして、今回、対象の案件が3件、上がってきたということでございます。
- 議長 よろしいですか。ほかに、ございませんか。
- 事務局長 今回の事務局の回答に補足して。確かに、下限面積要件が無くなりまして、その要件は要らなくなったんですけども、ただし、取得したい、借りたいという農地は、農地として使用していただかないといけないということになっておりますので、そこは、皆さんが調査をされるときに、受人のほうは、しっかり、ちゃんと農地として使っていくんですよという確認を、これからもとっておいてください。よろしく申し上げます。
- 議長 ほかに、ございませんか。  
(なしの声)  
無いようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-1番から7番については、許可することに賛成の方は举手

- 議長  
をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-1番から7番については、許可することに決定いたします。
- 次に、3ページ、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(小田)  
議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番について説明  
所在：虎居字■■■■番15、畑、農振農用地区域外、142㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：車庫用地、施設：車庫、施設面積：21.88㎡、申請地に車庫を建築したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長  
ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 12番委員  
先ほど説明がありました19ページの位置図を参考をお願いいたします。  
申請地は本人が住まわれている宅地と隣接いたしております。宅地との境界はブロック積みで既に建築済みでした。また、隣の畑地については、その境界にプラスチック杭を打たれて表示してあって、ちゃんと目視することができました。また、本件の申請については、家族の車庫を作りたいということでありましたが、申請前にシラスを搬入されているとのことでしたので、既に始末書が添付されている案件でもあります。よろしく願いいたします。
- 議長  
次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(小田)  
農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。(追認)なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長  
ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番については、許可することに許可することに決定いたします。  
次に、4ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(小田)  
議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番について説明  
所在：宮之城屋地字■■■■番9、畑、農振農用地区域外、351㎡、地種：

事務局  
(小田) 第3種農地、形態：転用、用途：建売住宅用地、施設：建売住宅、施設面積：115.93㎡、申請地を譲り受け建売住宅1棟を建築したい。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11番委員 境界は既にブロック積みされておりまして、あと進入路、排水につきましても、何ら問題はございませんでした。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番については、許可することに許可することに決定いたします。  
次に、4ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番について説明  
所在：求名字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、865㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電所用地、施設：太陽光発電所、施設面積：356.6453㎡、申請地を譲り受け、太陽光発電所を設置したい。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

30番委員 ここは、21ページに図面が出ていますが、■■■■が上のほうにあるんですけれども、その上のほうから申請地のほうに崩れた箇所がありました。また、その申請地の下側も、下のほうに崩れている箇所があったんですけれども、そこは工事のときにしっかりやるということでした。進入路、境界ははっきりしていました。あとは、問題無いと思います。よろしく願います。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長  ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
 (なしの声あり)  
 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。  
 (全員挙手)  
 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番については、許可することに決定いたします。

次に、5ページから6ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局 (堀口)  議案第4号「農用地利用集積計画について」の5ページ、農用地利用集積計画書、6ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長  それでは、7ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の4-1番から4番を議題といたします。  
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口)  議案第4号「農用地利用集積計画について」の7ページ、4-1番から4番について朗読及び説明

議長  ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
 (なしの声あり)  
 無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の4-1番から4番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
 (全員挙手)  
 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の4-1番から4番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、8ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局 (堀口)  議案第4号「農用地利用集積計画について」の8ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長  それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が2件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
 13ページ、4-22番と23番を議題といたします。  
 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口)  議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の13ページ、4-22番と23番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の4-22番と23番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の4-22番と23番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから18ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから18ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議題」(5) その他ですが、委員の皆様より「議題」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何か議題はありますか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、事務局より事務連絡はありませんか。

(事務局より協議・連絡事項あり)

事務局

- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等について(提案～決定)
- ・活動記録の徹底について
- ・農家訪問アンケートについて
- ・相続登記申請義務化パンフレットについて
- ・令和4年度最適化交付金について
- ・下限面積要件廃止後の農地法第3条申請に係る審査上の注意点について
- ・営農型太陽光発電に係るパネル下部での営農状況報告について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和5年第4回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。



事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員